

方地通信 京濱方面

一號國道馬入橋架換工事竣工

其の昔源頼朝が相模川に浮橋を設け其の橋供養の日頼朝が其の席に臨んだ、ところが頼朝と戈を支へ敗れた者の亡靈が雷雲に乘つて其の場に現れ、頼朝の乗馬が之に驚いて川に落ち込み、頼朝も亦之が原因で病を得て歿した。馬入川の名は之に由つて起る：

といふ口碑の傳はる馬入川の架橋造營は、頼朝以來渡船と變り船橋となり又は架橋となる等幾遷遷を重ね、明治維新以後も明治十一年、同十二年、同三十七年、同四十二年と架換へられ、近くは大正九年度其の架換の工を起し大半進工して居たが義の大震災のため悉く壊滅せられた。仍て神奈川縣當局は震災の打撃多大なるにも拘らず大正十三年度から再び之が工事を始め所要日數一年半頼朝を苦しめた亡靈がもし出たところで戸惑ひしさうな立派な橋を造り上げた。而して六月八日新橋の西畔で開通式を舉行せら

れた、内務省からは武井事務官が大臣代理として、又本會からは都築幹事が會長代理として臨場された。當日は初夏らしい清々した晴天で、近郷の人達は新装した馬入橋の雄姿、盛大な式典を見ようと踵を接して集り、兩橋畔はもとより、磧に設られた餘興場を十重二十重に囲んで賑やかであつた、開通の式の後渡初めがあつたが、三夫婦が五組と言ふ珍らしいもので、老人夫婦もあの長い橋を疲れも見せず渡つた壯健さに参列者一同舌を捲いた、尙其の三夫婦五組三十人分の衣装一切は平塚町の飯島吳服店から寄附したもの由何にしても芽出度芽出度を重ねて正午式を終つた、新しい橋を初めて踏んだ人が欄干を撫で鋪装に驚きながら立派な橋の出来たことを喜び合つてゐる様子は此の上もない芽出度く心地良いものであつた。因に馬入橋の架換工事概要當日の式辭並内務大臣、道路改良會長、神奈川縣會議長の祝辭は次の通である（谷口松雄）

馬入橋工事概要

國道第一號線

一路 線 相模川筋神奈川縣中郡須村大字馬入

二位 置 三百四十二間

三位 橋 有効幅二十四尺全巾二十六尺

四位 橋 配 橋面縱斷勾配貳百五拾分ノ一 反リ 四尺一寸

五位 勾 配 抛物線形横断勾配六十分ノ一

橋梁構造

(イ) 形 式 上路式鋼鉄桁橋

(ロ) 經 間 七十二尺二十七連五十四尺二連

(八) 主 柄

鋼板柄高五呎六吋長七十一呎五吋及高五呎

(二) 床 柄

六吋長五十三呎五吋中心距離二十呎二條
鋼板柄高二呎長十九呎十一吋八分五條

(ホ) 小 柄

十二吋一形鋼四條八吋一形鋼二條

(ヘ) 床 版

鐵筋コンクリート版厚五寸

(ト) 高 檻

稻田產花崗石路面高九尺五寸二尺八寸
稻田產花崗石路面高九尺五寸二尺八寸

(チ) 親 柱

稻田產花崗石路面高九尺五寸二尺八寸
稻田產花崗石路面高九尺五寸二尺八寸

(リ) 橋 面 鋪 裝

角橋名板ハ青銅造ニシテ文字ハ堀切本縣知
事ノ揮毫ニ成ル

(ヌ) 橋 面 鋪 裝

アスファルト混泥土厚二吋

(ヌ) 橋 脚 臺

親柱及高欄兩側ノ燈柱二十個所ニ電燈ヲ備

(ル) 橋 脚

鐵筋コンクリート高十五尺四寸乃至二十二
尺六寸二十八基基礎ハ徑七尺五寸及徑六尺

(ヲ) 橋 臺

五寸鐵筋コンクリート井筒三本宛根入十二
尺乃至十八尺

(ヲ) 橋 臺

コンクリート高二十一尺一寸五分

(ヲ) 前 後 摺付 道 路

延長百六十五間巾五間五分勾配三十分

(ヲ) 橋 臺

一、一二噸

(ヲ) 工 事 用 主 要 材 料

一、三十八分一

(メ) 鋼 鋼 筋 材

八、一、九八三貫

(メ) 鋼 鋼 筋 材

八、〇九二樽

(メ) 鋼 鋼 筋 材

三六八立坪

(メ) 鋼 鋼 筋 材

七九四六坪

九 工事執行方法

請負

花崗石

二、三九四切

橋梁下部工上部工(鋼板柄及鋪裝工事ヲ除ク)

道路工事宮代定吉

吉

高欄築造費

三六一切

橋面アスファルト鋪装工事

中央セメント株式會社

機械製造所

機械製造所

橋面鋪装工事

淺野物産株式會社

一〇 工 事 費

總工事費

總工事費

セメント(上部工用)

納入下部工及道路工事用盤城セメント株式會社

金參萬八百拾六圓

高欄築造費

金臺萬七千四百八拾參圓

橋面鋪裝費

金六萬九千參百參拾圓

橋床築造費

金貳拾壹萬八千六百參拾圓

鋼板柄架設費

金拾貳萬五千參百八拾四圓

橋脚築造費

金六千七百拾四圓

橋臺築造費

計四拾六萬七千八百拾七圓(面坪當リ約參百四拾貳圓)

金壹萬八千六百七拾九圓

道路工事費

雜費

金七千四百八拾貳圓

雜費

大正十三年十二月

大正十五年六月

一一 工事期間起工

大正十三年十二月

竣 功

大正十五年六月

國道一號線馬入橋架設工ヲ竣ヘ茲ニ多數貴賓ノ賀臨ヲ辱ウシ開通

ノ式典ヲ舉ケルヲ得ルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ
抑本橋ハ帝國幹線道路タル東海道ノ要樞ニ當り運輸交通極メテ重
要ナル地位ヲ占ムルニ拘ハラス舊態依然トシテ時運ノ進展ニ伴ハ
サルノ憾ミアルヤ久シカリキ

是ニ於テ縣ハ大正九年通常縣會ノ決議ヲ經國帑ノ補助ヲ仰キ以テ
改築ニ着手シ其ノ功程半ニ達シタルニ偶々彼ノ大震災ニ遭遇シ爲
三施設悉ク破壊セラレタリ

然レドモ之ヲ完成ハ一日モ忽ニスヘカラサルヲ以テ直ニ其ノ復興
ヲ計畫シ十三年四月臨時縣會ニ附議シ國庫補助ノ下ニ同年十二月
工ヲ起シ爾來銳意刻苦功程ノ進捗ヲ圖リ今ヤ堅固雄大ナル長橋ノ
成レルヲ見ル
惟フニ本橋ノ竣工ハ永久ニ亘リテ交通運輸ヲ利便ナラシメ地方產
業經濟ノ發達ヲ促シ延ヒテ國運ノ進展ニ寄與スル所歛少ナラサル
モノアラム
冀クハ沿道地方ノ諸氏新橋ノ利用ニヨリ今後一層文化ノ向上福利
ノ増進ヲ計リ以テ長ニ其ノ効果ヲ收メムコトチ
聊カ所懷ヲ述ヘテ式辭トナス

大正十五年六月八日

神奈川縣知事正五位勳四等 堀切善次郎

馬入橋改築其ノ功ヲ竣ヘ本日茲ニ開通ノ式ヲ舉ケラル邦家ノ爲寔
ニ欣慶ニ堪ヘサルナリ

神奈川縣當局夙ニ力ヲ道路ノ改良ニ致シ各地ニ之ヲ工ヲ進メテ效
果着々觀ルヘキモノアリ而シテ今復本橋ノ改築成ルヲ告ク念フニ
冀ニ竣工シタル酒匂橋並近ク架換セラレムトスル花水橋ト共ニ京

濱地方ノ運輸ニ便シ湘南地方ノ遊覽ニ資スル等交通上一段ノ利便
ヲ進メ地方ノ發展國運ノ振興ニ資補スルトコロ蓋シ妙少ナラサル
ヘシ
冀クハ地方官民諸氏之力ヲ維持ニ力ヲ致シ以テ長ニ其ノ効果ヲ
收メラレムコトヲ一言ヲ述ヘテ祝辭トス

大正十五年六月八日

内務大臣 濱口 雄幸

馬入橋改築功成ルヲ告ケ本日茲ニ開通式ヲ舉行セラル邦家ノ爲寔
ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ
由來本橋ハ相模川ノ下流ニ位シ東海道ノ要衝ヲ占ム今嶄新ナル設
計ノ下ニ竣工ヲ見ル念フニ慕ニ開通シタル酒匂橋ト共ニ東西ヲ交
通上一層ノ利便ヲ加ヘ其ノ効果ノ及フ所蓋シ歛少ナラサルヘシ本
會創立以來銳意道路改良ノ緊要ヲ提倡シ之ヲ促進ニ努ムルコト多
年近時各地共ニ著々其ノ實現ヲ見ルニ至レルハ深ク本會ノ欣懐ト
スル所ナリ茲ニ開通式ニ當リ衷心ノ祝意ヲ表シ併テ今後之力維持
管理ニ力ヲ致シ以テ長ニ其ノ効果ヲ完カラシメムコトヲ望ム

大正十五年六月八日

道路改良會會長

水野録太郎

馬入橋架設工事其ノ工ヲ終ヘ本日ヲ以テ開通式ヲ舉行セラレ爰ニ
列席ノ榮ヲ榮タルハ洵ニ欣幸ニ堪ヘサル所ナリ
抑モ本橋ハ冀ニ竣工ヲ告ケタル六鄉酒匂ノ兩橋ノ間ニ在リ縣下國
道一號線ニ架セル所謂三大橋ノ一ニシテ我國東西兩域ヲ連絡ス
ル最モ重要ナル路線ニ係リ交通運輸上一日モ缺クヘカラサル所ノ
モノタリ故ナ以テ縣ハ夙ニ之ヲ改良計畫ヲ樹テ大正九年勅常縣會

ノ議決ヲ經著々其ノ工ヲ進メツ、アリシニ不幸工事半ニシテ彼ノ

大震災ニ遭、全ク根抵ヨリ之ヲ破壊セラレ爾來應急的假橋ニ依リ
辛ウシテ其ノ用ヲ辨セシムルノ外ナク交通運輸上ノ不便障害真ニ

忍ヒサルモノアリタリ依テ縣ハ更ニ震災復舊事業トシテ多大ノ國
庫補助ヲ仰キ大正十三年四月臨時縣會ノ議決ヲ經總工費四拾九萬

餘圓日子一年七ヶ月ヲ費シ此ノ有效幅員二十四尺延長實ニ三百四
拾間ニ餘ル宏壯堅固ナル上路式鋼板桁橋ヲ完成シ茲ニ全ク東海道

陸上交通ノ不安ヲ永久ニ除去スル事ヲ得ルニ至リシモノナリ
之ニ依リテ將來我方國ノ交通產業上ニ一大進展ヲ來スハ勿論文化

ノ發揚ニ寄與スル所極テ大ナルモノアルヘキヲ想ヒ欣快措ク能ハ
ス一言チ述ヘテ祝辭ト爲ス

大正十五年六月八日

神奈川縣會議長 池 上 幸 操

第二回技術者資格検定試験成績

日本工人俱樂部の第二回技術者資格検定試験は本年五月五日から四日間丸ノ内鐵道協會内土木學會で施行された。本年は土木科二三種、建築科機械科及應用化學科の第三種、試験を施行したのであるが、試験に關する照會は全國及殖民地を通じ約壹千其内志願者は土木二種六、同三種七、建築三種三、應用化學一、計一七人であつた。受験者の内には遠く朝鮮、宮崎、青森方面から出京した篤學家もある試験は嚴格な監視の裡に行はれ答案審査の結果左の五名の合格發表があつた。(宮本武之輔)

土木科第二種

原 芳 雄

同 江 利 川 真 吾

高 田 半 吉

建築科第三種 申 田 中 順 一

應用化學科第三種

大 木 半 吉

運送調査會設置の建議

工政會は我國に於ける水陸聯絡設備の不完全なことに原因して小運送貨の嵩増を招來し物價の低廉を期する事が出來ないから政府に於て改善方法を調査する爲に運送調査會を設置して統一した交通政策を樹立して吳れと左の建議書を内務大臣に提出した(た)

我が國に於ける商港は朝野の努力に依り稍々面目を改めたれども、尙依然として水陸聯絡の便を缺き、而かも小運送に至りては水陸共其の組織、施設、經營等不備を極め、爲に時間労力及費用を徒費し、公私經濟上其の被る損失甚大なるを以て、本會は政府に於て速に官民中より學識經驗ある者を選抜して調査委員會を設け、水陸聯絡及小運送に關する一統的改善方法を調査報告せしめられんことを望む。

理由

貨物の運送は船舶及鐵道の輸送のみを以て完了するものにあらず、大陸の聯絡及び小運送の設備が之に伴ひ飛行的發達するにあらざれば、到底其の目的を達することを得ざるは更に歎々を要せず。而かも小運送に於ては其の施設今尙舊に依りて改善の實を擧げず、往々遲延毀損又は滅失等の事故を醸し、且其料金は不廉な

極む、最近我が國民が小運送の爲に消費する金額は、陸上ののみにても一ヶ年三十億圓を突破し、官私鐵道貨物運賃總額の十倍餘を示せぬに拘らず、從來世人は單に之を運送業者又は運送取扱業者間のみに限る小問題と看做し、全然之を國家經濟問題の範囲外に措き、何等真摯なる研究を爲さざれば甚だ遺憾とする所なり。

然るに大震災直後、世人は其の苦き體験に依り切に水陸聯絡及び小運送設備の改善を庶幾し、漸次朝野の注意を喚起するに至れり。即ち鐵道省官民合同の小運送調査會を設置し、農林省は輶馬利用に關する特殊の研究を開始し、又民間に於ても、競馬協會の如きは、輶曳式荷馬車を乘駆式に改むるの企劃を實現せしむとし、其の他港灣協會、道路改良協會の如きも亦各特殊の調査を爲す等、夫れ夫れ研究を重ねつゝあるも右各個の機關は、相互の調査聯絡を缺き統一的に研究を爲さざるが故に其の効果に於て缺くる所あるを免れず、遺憾なりと謂はざるべきからず。由來我が國の運輸業は水陸分業の區劃を設け個々獨立の發達を爲し、水陸不可分なるべき運送取扱業も水陸孰れか一方に偏するの弊あるのみならず。

政府當局亦水陸を共通一貫せる交通政策を講ずることなく、隨つて其の施設多くは區々に流れ公私經濟上損失する所莫大なるは實に國家的一大恨事なり。

惟ふに我が國交遁行政の組織は多岐に亘り、交通機關の異なるに從ひ監督指導すべき官廳を異にする。即ち鐵道鐵道省、軌道は鐵道及び内務兩省、汽船は遞信省、道路及河川は内務省、馬匹は農林省、自働車、荷車及び船舶は各府縣廳に屬する所以て、到底統一ある健全なる發達を期すべからず。殊に水陸運送及び小運送

に關する監督指導に至りては、全然其の主務官廳を有せざるが如きは、明かに制度の缺陷を示すものにして、之が改善の急務なること論を俟たず。

各地の商港は漸次改善の實を擧げつゝあるも而かも水陸聯絡地點に於ける棧橋、岸壁、上屋、荷揚場、其他の設備に至りては往々不備を極め、商港、及び之に連續する鐵道の機能を損すること多大なるを以て、商港の管理又は利用に與かる者は特に此の點を考慮し適當の改善策を講ぜざるべからず。又内地の河川は鐵道の普及に伴ひ却つて之が利用を閑却せられ、其の浚渫及び修理を怠り古來舟楫の便ありたる河川も、次第に河身に埋没しき其の用を失ひたるもの渺なからず。然るに河川運送の經費は陸上の運送費に比し遙に低廉なるを以て、苟しくも水道の便を有する河川は努めて河身を浚渫修理し之を利用して小運送料金を低廉ならしむるの必要あることを看過すべからず。

水陸小運送業が萎靡振はざる、現行の制度が之を自由營業に放任し敢て監督獎勵をなすことなきに職由す。

陸運事業の監督に關する事務は官制上主管の官廳なきにあらざるも嘗て之が監督獎勵を爲したることを聞かず、隨つて各港各驛到る所には同業者簇出して其の數多きに過ぎ、玉石同架して種々なる弊害を醸すのみならず、多數の小運送業者個々分立して作業の統一を缺き、其の運送用具の如きも有無相通じ、繁閑相調節することを得ざるが故に其結果小運送の料金は不廉となり延いて物價の昂騰を馴致するの事實歴然たるを以て、之が改善策として須らく水陸小運送の制度を確立し、營業を組織的ならしめ、且つ之を

統一的に監督指導する機關を設くるを刻下の急務とす。

港灣、河川に於ける運送は主として、駁船に依るものにして、且我が國主要港に屬する大小駁船は其數約一萬五千隻、八十五萬噸を算し、國家運送能力に關する所大なるを以て、一層其の船型と經營方法との改善に力め、時代の進歩に伴はしむるの必要あるは多辨を要せず、又較近著しく發達しつゝある自動車の利用に関する研究を促進し其の經營を組織的ならしむべきは勿論小運送の機關として一ヶ年約七億圓の活動をなし居る荷馬車の如きも、大都市に於ける厩舎制度を改善し、之を市内埠頭又は驛構内に設置せしめて、日々郊外の厩舎と使役地間との往復の爲め數時間空費するの弊を除くと共に、其の衛生的設備を完全ならしむる等、彼此相待つて貨物輸送の能率を擧げ、水陸小運送料金を低廉ならしむるの必要ありと認む。

地下埋設物の跡埋工事の施行

東京府に於ては知事の管理する道路に電纜、瓦斯管又は上下水道管等を埋設する場合の復舊工事に付左の通り處理方法を定めた併しながら警視廳及遞信省起業のものは此制限に服せしむることが出來ないのは遺憾である（東京府道路主事）

一 占用許可の申請書に「道路復舊工事に要する費用は全部申請者に於て負擔すべきを以て工事は總て知事に於て之を執行せらるること」を附記せしむること

二 前項の申請書提出ありたるときは調査し不都合なしと認むるときは直に復舊設計書を調製し其の復舊費を府に提出すべき旨

の條件を附し許可すること

三 前項の費用を提供する迄は掘鑿工事に着手せしめざること尙其の金額を指定期限内に提供せざるときは許可の効力を失ふべきことを命令條件とすること

四 右復舊工事費の收支に付ては、歳入歳出外現金收支扱うること

瓦斯事業に關する

報償契約附屬覺書の改定

明治四十四年十一月二十五日東京市と東京瓦斯株式會社間に瓦斯事業に關し契約を締結し其趣旨を明にする爲當事者間に取換置きたる報償契約附屬覺書は改定の必要を認めたるを以て本年五月開會中の市會に附議し其議決を得た。

今改定の大要を觀るに前附屬覺書中其第二項「瓦斯導管瓦斯引
用装置及取付工事費ハ從前通り會社ノ負擔トス但特別ノ設計又ハ
工費ヲ要スルモノハ此限ニ在ラス」は之を削除し瓦斯導管瓦斯引
用装置及取付工事費負擔方法に關し更に會社が將來主務大臣に認
可申請を爲す場合は豫め市の内諾を得べきものとせり而して新覺
書は本市が市會の議決を得、會社が役員會議の承認を得及左に掲
ぐる瓦斯供給條件を主務大臣に於て認可したる日より其効力を生
ずるものとせり。瓦斯供給條件左の如し

一 瓦斯供給ニ要スル瓦斯導管、引込コックハ會社ノ負擔トス但
シ引込管（専用又ハ共用）及屋外管ヲ通算シテ一需用者ニ付給

貳米チ超過スル部分、屋内管並機械、器具類ハ需用者ノ負擔ト
ス其ノ維持修繕及位置變更ニ付亦同シ

下其の財源に充つべき公債及特別程などの決定について調査中である。

二 瓦斯メートルハ會社ノ負擔ヲ以テ之ヲ取付ケ需用者ハ從前ノ通リ一定ノ使用料ヲ支拂フモノトス

三 遠隔ノ場所ニ引込ム爲特ニ瓦斯本管ノ延長ナ要スルトキハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ需用者ノ負擔トスルコトアルヘシ

四 普通ノ引込設備ニシテ需用者ノ希望アルトキハ引込管、屋外管及屋内管共會社ノ負擔ト爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ需用者ハ第一號但書所定ノ延長ヲ超過スル部分並屋内管ニ對シ一定ノ貨貸料ヲ支拂フモノトス

前項ノ貨貸料ハ豫メ市長ノ内諾ヲ經ルコトヲ要ス

市が補助して沿道居住者 道路鋪装工事施行

名古屋市では義に經費二百數十萬圓を投じて、市内の主なる道路に鋪装工事を行ふべく立案したが、財源たる起債が認可されないので行惱みとなつて居る、仍て今回各町民に自發的に工事を行はしめ、之に市が若干の補助を行ふこととし目下久保田市道路課長が専ら獎勵の任に當つて居たが最近に至り中區萬松寺通りを初め本町富澤町方面の住民より續々自發的に鋪装工事を行ふから市より相賃の補助金を交付されないと申請して來たので、市では近く具體的調査を行ひ此れが實現に努めて居る。

東海方面 濱松市都市計畫街路路線

區劃の實施に着手

近畿方面 放射線道路改築費用

六大都市に次ぐ四十餘の都市に對しては、大正十二年五月以降數次に亘り都市計劃法の適用を受くるべく決定されたが、その實際計畫は遅々として進まず、施行區域の決定さへも未定のものが少くないが濱松市に於ては之等諸都市に率先して街路區劃の實施に着手する事となり、大正十六年度豫算に八百三十萬圓の都市計劃費を計上し、之が財源は公債受益者負擔金及特別稅に仰ぐ事となり、この程内務省に認可方申請して來たので、内務省に於て目

路線名 幅員 費用

大阪都市計畫事業の十大放射路線改築事業は、六月開會の臨時府會に豫算並に年度割を提案審議の上、愈々七月より工事に着手することに決定して居るが、其路線名並其の改築費用は左の通りである。

國道十六號線	一五間	一、二〇一、二四三圓
大阪池田線	一五一一三一一〇	六、五四一、五〇五
大阪伊丹線	一三	一、三七九、七三四
大阪吹田線	一三	六、五八〇、四二二
大阪枚岡線	一五一一三	八六五、五八八
阿倍野堺線	一三	二、二五三、八〇二
傳法尼崎線	一三	五、九八三、一〇五
國道二號線	一三一一八	一、六一三、〇六五
大阪住吉線	一二	六三九、四一六
大阪奈良線	一二	六五六、三三五
合計（事務費共）	二千七百七十一萬四千四百十五圓	而、大正二 十四年度で完成する豫定であるが本年度に着手の分は大阪池田線 の五十二萬六千八百六十六圓阿部野堺線八十五萬一千八百四十五 圓國道二號線二十六萬百二十五圓にして其の財源は、國庫補助八 七三七六四圓、沿道受益者負擔金三、二三九、八一〇圓、特別負擔 金一、四五一、五五一圓、公共團體受益者負擔金九、〇七、三四 〇圓、地租割（本稅一圓に對し十二錢五厘）三、八四八、二五〇 圓、家屋稅雜種稅（本稅一圓に對し九錢）五、九〇二、七八二圓に して、尙遊興稅觀覽稅より一一、六六六、三八九圓を流用する筈

阪神大國道に比肩する

大道路築造

兵庫縣武庫郡今津町第二耕地整理組合では、この工事に取り
手することとなる模様である。

竣工期近づく阪神國道

日本一の新阪神國道が五年越して大工事を九分九厘まで終り、

かゝり運くも年内に竣工せしめる豫定であるが、この總坪數約五十町歩であつて、その地域内に新設する道路には從來會て見ない大規模のものがある、即ち阪神電車が新停留所を置くことになつた箇所（阪急西寶線の延長と阪神本線との連絡する點）から一直線に南下して、今津港に出づる約六百間の新道路はお隣の西ノ宮市にも持合せのない九間三分幅の大道路とする筈で、この内中央三間三分だけ阪神電車の負擔する豫定だが、尙右幅員の外に測溝として左右三尺づゝ、即ち一間と云ふものが加ばるから正味の廣さから云へば十間三分と云ふ阪神大國道と餘り違はずの大道が今津町の西部を南北に縦貫することとなる、そしてこの新道路は近く實現すべき西ノ宮市今津町合併の時に於いて、西宮港と省線西宮驛をつなぐ唯一の大幹線となるもので、今津町當局においても特にその點に留意し、所謂百年の大計として立案した大英斷である尙ほ一面東西大幹線として氏神神社の前を貫く四間幅の道路も、同耕地整理の事業として同時に完成される豫定になつてゐる。因に右の如く南北幹線の路幅も確定して工事に着手し竣工期亦年内ときまつたので、阪神電車の海岸線（前記阪神本線今津新停留所より新設大道車の上を走つて今津港を経て尼崎市出屋敷に出づるもの）は、既に特許を得てあることでもあり、かたがた耕地整理の工事と相俟つて、愈々當局の工事施行認可があり次第工事に着手することとなる模様である。

今四五ヶ月で完成とまで漕ぎつけたので大阪府、兵庫縣が總勘定のためあらゆる統計を集め始めた。大阪市此花區西野田から神戸市の東境岩屋みぬめ神社の前に至る延長十四哩、道路面積二萬五千坪工費二千萬圓で、これは府縣營土木事業として日本第一である。

又この國道に電車を敷設することについては兵庫縣が必要論、大阪府が不必要論であった、阪神電車がこの間に活躍したので結局十二間幅を電車の爲三間擴げて十五間とし、三間だけの工費を電車經營者に負擔させることとして、電車乗り入れ一件は兵庫縣の勝となつた。その電車は阪神電車六その他四の割合で新たに組織された「阪神國道電車會社」が今月から工事に着手し十一月までに完成直に運轉を開始するそうである。その電車は五十尺といふ日

本一の長いレールを用ひ、基礎工事としては郊外電車中日本一軌

床の上を阪神間一時間十哩の速度でスチールレール三十輛を兩端か

ら毎六分間に發車運轉するはずである。

新國道の跨りは延長七里が直線に近いこと、他の路線軌道等との路面交叉なく、交通運輸の大理想たる安全、迅速、快適を兼備してゐるといふにある。この新道の直線的なことは、カーブが三百間以下の箇所は岩屋に一ヶ所だけ、又勾配も總て三十分一より緩でたゞ住吉川橋梁の眞中が海抜百五十尺あるのみで起點から終點まで一路坦々底の如しと云つてさしつかへないそのばかり橋は無暗に多く大關の新淀川大鐵橋を初め十間以上の橋が五十一もあり、様式はアーチ形、スペル形、丁字形の三様式でいずれも鐵橋或は鐵筋コンクリートである。その中では新淀川の橋の長さ百間

で工費二百萬圓、鐵材二千噸を使つてゐる、西では武庫川橋が工費一坪當四百圓、五十萬圓で武庫川の清流、松林等周圍の好風景と相俟つて非常に美しい橋である。
さて全道の曉には阪神二大都市間の貨物小運送は悉く貨物自動車でこの國道を利用すべく、又ドライブ、ウエイとして最も理想的なので、バスが非常に有利だといふのですでにその許可の申請が殺到してゐる、自動車は一時間廿哩の速度としても阪神間三十分以内といふ、現在では最も早い交通機關となる而して當局の胸算用によると、この沿道近接人口現在卅萬人であるから、一ヶ年平均増殖歩合一割としても十五年後にはこの沿道兩側に人家櫛比して世界一の長い市街が来る譯であると言ふ。

四 國 方 面

加嶺峰道路改修決議

香川縣三豊仁尾町では同町公正同志會が主催で加嶺峰線道路改修促進町民大會を去る五月二十日仁尾町端雲院に於て開催した。當日は折悪しく雨天であつたが滿堂立錐の餘地なく定刻午後八時より仁尾町助役三木常吉氏外數名の紳士等交々立つて加嶺峰線改修の必要を呼び我が仁尾町の盛衰は此道路改修の如何にあり、八千有餘の町民は協力一致開通を期せられたいと熱辨を振ひ左の如き決議文を作製して道路改修委員の許に提出した。

決 議 書

舉町一致萬難を排し加嶺の線改修を期す

大正十五年五月二十日

仁尾町民大會

大正十五年五月二十五日

鳥取縣知事 白上佑吉

右ハ本年四月會員（團員）舉ヶテ府縣道大立倉吉線並八橋勝山
線高城村村地内約二千六百間ノ修理ヲ行ヒ交通ノ利便ヲ増進シ成
績洵ニ顯著ナリトシ仍テ茲ニ其ノ善行ヲ表彰ス

中國方面

道路修繕デー

鳥取縣青年團員及在鄉軍人

分會員の道路修繕奉仕

鳥取縣に於ては大正拾壹年四月青年團、在鄉軍人分會の土木作

業規程を公布し之等青年をして業務の餘暇道路の修繕に從事せし
むべく獎勵し好成績を擧げつゝあるが同縣東伯郡高城村青年團在
鄉軍人分會員は本年四月二日を道路修繕デーとし村を擧げて道路
の修繕に從事することゝし「悪い道路を通行するはお互の困難で
す」「明日（四月二日）は道路修繕の總動員です」「一戸も残らず
眞面目に働きませう」等の宣傳ビラを掲示し大いに宣傳に勵めた
結果同日は青年團在鄉軍人分會員はもとより各戸一人宛出役し總
人員千百三十人を以て村内府縣道、町村道の延長二千六百間を修
繕したるが今回縣に於ては其の奇特の行爲を表彰する爲左の表彰
狀を交附した。

東伯郡高城村在鄉軍人分會
東伯郡高城村青年團

小千谷長岡線縣道

復活運動開始されん

新潟縣小千谷停車場から城川、千田の兩村三島郡片貝村大字高
梨古志郡石津村の一部を通過して、來迎寺村大字蒲で縣道片貝長
岡線に連絡する小千谷、長岡線道路は、以前縣道であつたものが
廢棄されて町村道となつてゐるのであるが、此の道路は小千谷、
長岡の兩地を連絡するに主要な道路で沿線には相當の町村もある
から交通の頻繁なることは縣道として充分資格ありとて沿道町村
から縣道の認定方を請願して居るが、今回の臨時縣會開會を機と
して地方民の運動が開始される模様である。

小千谷旭橋竣工式

架換工事中であつた小千谷の旭橋もいよいよ竣工したので六月
八日前十一時から三松知事川上土木課長も臨席して盛大な竣工

式を開催した。

梅田堤防縣道認定と

信濃川架橋問題

新潟縣長岡市内北部地方の繁榮を期する爲同方面各町の有力者は古志郡川西村方面有力者と相謀り、藏王町地先梅田堤防兼用道路の縣道認定及信濃川架橋の實現を期し期成同盟會なるものを組織し運動をしつゝあつたが、今回開會の臨時縣會に對し猛烈なる運動をなし其の目的貫徹に百方奔走して居る。

東北方面

仙臺市の「アスファルト」

道路鋪裝計畫

仙臺市の道路の悪いことは夙に有名だが、それに縣市の改修施工は砂利道である關係上横断勾配が甚だ急で蒲鉾形となり、各町とも町並に比すると一尺餘も中高になり、従つて幅員に比例すると使用率が少くない、そこで最段階の東一番町では先般來これが改良の計劃を立て、「アスファルト」鋪装道路とすべく、ライシンケサンや日本石油に交渉したそなが坪當り三十圓で見積總工費三萬圓があると言ふので、一方手が出せなくなつた由、尙現在市

内で「アスファルト」を用ひてゐるのは宮城野橋と廣瀬橋の人道のみで普通街路では未だ之を鋪装してゐる所はないが東一番町でかくも進んだ計劃を樹立るやうでは、やがて最新式の模範道路が市内に現るであらう。

雄勝峠の自動車運轉

宮城縣桃生郡十五濱村雄勝峠の開鑿問題は、年來の希望たる舊道路改修の見込みなく、依然として行惱みの狀態であるので、故森知事時代に改修した新道路を利用して交通の圓滑を期すべく、昨秋村會の承認を經村民の奉仕的活動により自動車の通行が容易になつたので、今回石巻雄勝間の定期乗合自動車運轉が開始された、これによると僅か二時間で兩町を往復し得るので一般村民は非常に喜んでゐるが、今まで最も困難とされてゐた時の運轉で五十分位で通行し得るので、額に汗して山越えしたこと今では村民の昔話しとなつて居る。

道路改良計畫の革新

宮城縣においては五百萬圓を投じて、全國一の悪と稱せらるゝ縣下道路の改良工事を施行すべく、大正十一年度以降十ヶ年の繼續事業として、先づ概要路線四十二ヶ線の路線改修並五十八ヶ線の主要地點の路面改良の計劃を樹立し爾來工事も着々進捗し來たが近時自動車の普及發達に伴ひ交通狀態も亦著しく變化既定改修路線の變更及路面の工法等變更を要するに至つたので、從來の路面改良の所謂丙丁種（單純なる砂利工事に近きもの）の如き

も改良費を以て支辨し來つたが、この種のものは十五年度以降においてはこれを修繕費より支辨し、膠石又は「アスファルト」その他特殊鋪装及水締砂利道等の工法によるもののみを改良費より支辨することとした。路線の改良もまた今日まで施行した改修工事の成績に鑑みるにその効果著しいことを得ないので、當初の計画を變更し今日の交通状態に基き新舊縣道を問はず四十一路線を選定した。

而して單に一小局部の曲線勾配を矯正するが如き工事は後廻しとし、主として道路貫通によりその便益變化の顯著にして交通上新生面を開くと認めたものを施行又橋梁の架替へ新架橋改良に屬すべきものを新たに本費目中にて支辨施行するの計劃を立て先づ北上阿隈外六ヶ川に架設する稍大なる橋架十五ヶ所を選び、新架橋又は架橋を爲すこととした。

以上の方針に依るときは既決繼續費殘額約三百萬圓にては不足を生ずることは明かなことで、此等改良工事に對しては道路法により受益者の負擔金を課しえべきものであるが本縣の如き地方にありては負擔區域決定が甚だ複雜且困難であるから地元町村又は關係者より受益者負擔の意味において、工費の四分の一以上の金額はこれに相當する用地材料勞力等の寄附を受けこれを補充することとし國道の道路及橋梁の改良に對しては國庫補助を仰ぎてこれを改築するの計劃を立てた、從つて別に既決繼續費豫算の増額を要求せず本計劃を遂行することに決定した而して地元に於て、右寄附を提供せざる場合は本計劃施行につきその順位を變更し、寄附を提供するものから先づこれに着手する見込みである改修年度は國庫補助又は地元寄附の前後により變更し改修路線も

また寄附の有無によりて改廢せらるゝ結果となるからこの點については關係地方に於て誤解なきよう本計劃の趣旨を充分諒解して居らぬと思はぬ不利益を蒙るであらう、因に大正十五年度の道路改良工事豫定箇所は左の通りである。

路 線 名	施 工 地	工 種
靈山丸森線	伊具郡筆甫村地内	道路改修
角田中村線	同郡丸森地内	阿武隈川橋梁架換
荒濱瓦理線	瓦理郡瓦理町地内	道路改修
仙臺山形線	名取郡生出村地内	同 上
仙臺石巻線	柴田郡富岡村地内	同 上
仙臺浦谷線	宮城郡鹿島村地内	同 上
鹿島亭停車場	志田郡鹿島村地内	同 上
石卷女川線	桃生線郡麁來村地内	同 上
雄勝志津川線	牡鹿郡石卷町地内	北上川橋梁架換
涌谷停車場線	本吉郡戸倉村地内	道路改修
宮崎中新田線	遠田郡涌谷町地内	同 上
仙臺秋田線	玉造郡鳴子町鬼首村入會	同 同
仙臺角田線	伊具郡東根村地内	同 同
白石青根線	刈田郡宮村地内	同 同
仙臺鹽釜線	宮城郡多賀村地内	同 同
鹽釜菖蒲田線	同郡七ヶ瀧村地内	同 上

と共に一般縣民の道路愛護の奉仕的努力に俟つのでなくては到底維持修繕の全きを期することが出来ないので、從來習慣的に實行し來つた道路掃除の良習を縣下に普及せしむると同時に一層徹底的に實行せしむるの堅切を感じ、縣は此地方的良習を助勢し此美舉に酬ゆるの一端として道路保護獎勵規程を發布し獎勵金を交付することにした、其の規程と標準圖則は左の通りである（島根縣廳加藤報告主任通報）

道路保護獎勵規程

仙臺志津川線	本吉郡柳津町横山村入會	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
角田中村線	伊具郡丸森町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
國道第四號線	名取郡岩沼町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白石停車場線	刈田郡白石町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仙臺川内線	仙臺市地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仙臺橋岡線	仙臺市地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仙臺石卷線	仙臺市地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仙臺鹽釜線	宮城郡鹽釜町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鹽釜港線	同上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
松山鹽釜線	同上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七北田鹽釜線	同上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石卷停車場線	牡鹿郡石巻町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岩ヶ崎若柳線	栗原郡岩ヶ崎町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
若柳石井停車場線	同郡若柳町地内	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
若柳佐沼線	同上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山陰方面

島根縣の道路保護獎勵

本縣に於ける國道府縣道の整否如何は直接縣民の利害休戚に影響し、地方產業の振否に至大の關係を有するから、從來相當多額の縣費を授じて之が維持修繕に努める拘はらず、最近交通量の激増に伴ひ道路の損傷甚敷現狀である將來縣に於て執行する工事

- 第五條 第一條ノ團體ヲ組織シタルトキハ團則ヲ添へ所轄土木管轄事務所長ニ届出テ指揮ヲ受クヘシ
- 第六條 前條ノ作業ヲ執行セムトスルトキハ所轄土木管轄事務
- 第六條 本規定ニ依ル作業ノ執行ハ道路法第二十四條ノ許可ヲ受クタルモノト看做ス

開 則

本令ハ大正十五年六月一日ヨリ施行ス

何市町村何々團(道路愛護團、道路奉仕團)

第一條 本市町村何々團(道路愛護團、道路奉仕團)

ト稱シ社會奉仕ノ精神ニ基キ道路愛護ノ作業ニ努ムルテ以テ
目的トス

第二條 本市町村内ノ何々戶主會在郷軍人會青年團ヲ以

第三條 本團ハ本市町村内ノ何々戶主會在郷軍人會青年團ヲ以

第四條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名

評議員

若干名

第五條 役員ノ選出方法任期及職務ヲ定ムルコト左ノ如シ

團長 何々チ以テ之ニ充ツ又團員ノ互選トシ本團ニ關スル

評議員 國員ノ互選トシ本團ノ事業其他收支ニ關スル議事ニ

參與シ其ノ任期ヲ何年トス

幹事 團長之ヲ囑託シ團長ノ命ヲ受ケ國務ヲ處理ス

第六條 本團員ハ別ニ定ムル受持區域ニ依リ常ニ道路ノ愛護ニ

努ムル外毎年少クトモ三回三月八日乎二月各受持區域一齊

二道路ノ維持保全ニ必要ナル作業ヲ行フモノトス

第七條 本團ノ經費ハ獎勵金又ハ寄附金等ノ收入ヲ之ニ充ツ

九 州 方 四

日田町道路改修

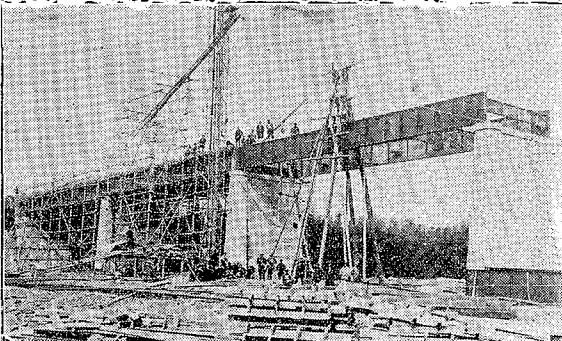
大分縣日田町では久大西線開通前に地區の整理をなすべく義に
専門技術者を聘して根本調査をなしだが、之に伴ひ橋梁道路等を
改修すべく既に大字竹田深川町より東町に至る延長百四十五間の
東町道路支線の幅員擴張に關して土地の買収に着手することにな
り更に大字南豆田若宮町より光岡村大友田宇京塔に至る延長二
百七十七間の日掛道路の幅員擴張に關しては既に道路委員の實地
検査があり龜山公園山麓の龜山橋も町費を以て本年九月頃架換工
事に着手する旨であるから漸次遊園都市として面目を新にする所
あらう。

道路修繕表彰規定改正

鹿兒島縣では現行の國府縣道路維持修繕表彰規定に依ると、町
村等公共團體が道路の破損修繕並に道路の掃除をした場合にのみ
之を表彰することとなつて居り、青年團並に在郷軍人分會等にて
道路其他の修繕をした場合には表彰されなかつたのであるが、今
回之を改正して青年團又は在郷軍人分會等の善行をも表彰すると
共に一般に道路愛護の麗しい精神涵養に努むる方針であると。

大分縣白瀧橋開通式

大分縣大分郡判田村と戸澤町との境界を流るゝ大野川に架設する白瀧橋の架換工事が竣工したので五月五日午前十一時から橋梁の上で開通式を又關係町村では協賛會の祝賀會をの右岸川熊理神社の境内で舉行せられた前夜來の雨模様に一方ならず心を痛めて居つたが朝に至り全く霽れて絶好の日和となつた橋の上は萬國旗で飾られ紅白の布で卷いた柱を建てこれに仕掛け煙火を用意し祭禮は橋の中央に設けられたのである。人の出足もだん／＼盛になつて来る、定刻になつて内務大臣代理島第一技術課長始め、來賓一同着席し式は型の如く神職の祝詞大麻行人降神、祝詞、玉串奉奠、昇神知事式辭、内務大臣祝辭、來賓祝辭等順々に進み三夫婦の渡り初めのすむ頃には、既に橋の兩袂は如何にも嬉しそうに早く橋を渡つて見たいと待ち構へて居るものが立錐の餘地がないほどであつた。渡り初めが終ると、先づ戸澤の小學兒童三千餘人が旗行列で、白瀧橋竣工の祝歌を歌



ひつゝ通過し此の時仕掛け煙火に點火し祝白瀧橋竣工と染め出したる旗を表はし、一層の景氣を添へ、續いて此の地方の呼物である青年の獅子舞が通り終つて、一般の通行が許されたのであるが、さしもに長き橋も一時に身動きも出来ぬ程であつた又祝賀會場及町内各所には舞臺を設け、戸澤、判田の公町村の青年處女有志が十數日前から練りに練りたる新派舊派劇、二輪加か引つ切りなしに演ぜられ、五日六日の兩日は晝夜湧き返る大賑ひであつた。是れを見ても關係町村民が如何に此の橋の竣工を歓喜して居たか想像されるのである。

内務大臣の寄せられた祝辭は左の通りである。

祝辭

白瀧橋架換工事功ヲ竣ヘ茲ニ落成ノ式ヲ舉ケラル邦家ノ爲寔ニ

欣慶ニ堪ヘサルナ、

由來三號國道ハ九州東部於ニケル幹線道路トシテ夙ニ重要ノ地位ナ占メル方開發上資補スル所極メテ大ナルモノアリ今本橋力精緻ナル規畫ノ下ニ改築成ルナ告ク念フニ交通上一段ノ利便ヲ進メ產業ノ發展ニ貢獻スル所渺少カラサルヘシ冀クハ地方官民諸子之力維持管理ニ力メ以テ長ニ其ノ効果ヲ收メラレムコトナ一言述ヘテ祝辭トス

大正十五年五月五日

内務大臣 若槻禮次郎

白瀧橋ノ沿革

国道三號線大分郡判田村戸澤町立會白瀧橋は明治四十三年三月始めて架設せられたので夫れ迄は渡船に依り僅かに交通の便を補

ふて居つたものであるが、大野川は古來出水多き川で、年々一度や二度の大洪水に襲はれ、交通の絶は元より時に或は不時の出来に客を乗せた渡船が、渦巻く潮流に押し流された悲惨事も度々あつたと云ふ位で、交通が甚だ不便な所から、關係地方では早くから橋梁の架設を切實に要望したものであるが、何様其の當時としては大事業であるので、終に物にならなかつたのである。然るに明治四十三年漸く其の要望が容れられて、茲に始めて木橋の架設を見たのである。此の時地方民の喜びは實に絶頂に達したのであつた、けれども其の後毎年の出水で或は一部流失し、又に破損を來し、其の都度修理を施しつゝ十數年を経過して今日になつたのであるから、橋體が著しく腐耗して平時に於ても車馬の交通は頗る危険であつたの、是非共架換をせなければならぬ状態になつたので、之れを機會に大分延岡間の國道改良の第一著手として計畫を樹て、大正十一年十一月國庫の補助を申請し、同年度の通常縣會に於て大正十二年度以降二ヶ年の繼續事業として、架換費八萬四千四百二十九圓を議決し實施設計に關しては、其の筋に打合せをなし、尙精密調査を遂げた結果、工費が不足するので翌十二年度の通常縣會で、十一萬五千八百八十四圓に更正議決し、其の後主務省と政府打合を重ね客年四月十三日認可を得同年五月工事な請負に附し、大分市土木請負業者溝口才太郎と契約を締結し本年四月其の竣工を見たのである。

設計の概要

本橋の主體は寫眞で明なる様に「デッキ」式鋼板桁橋であつて各徑間の有効長七十二呎のもの七連より成り、總延長は八十六間

一分である橋面は厚五寸の鐵筋混擬土床版上に膠泥に和土と砂利を施し其の兩側は二間置きに排水用鐵管を布設することとした。橋脚は外徑九尺の半筒二個を、河床以下平均十八尺の深さに沈下せしめて基礎としその上に各々一本宛の鐵筋混擬土柱を建て込み鐵筋混擬土壁を以て兩柱の連結をなしたのである。橋臺は内部に玉石混擬土を填充し、其の兩側は練積石垣で保護してある。

前後取付道路は其の延長二百五十四間、幅員二間半、最急勾配三十分の一、最小半徑三十間で、其の工法は主として盛土に土羽付を施して、將來幅員四間迄に出來る様に敷地を買收し擴築の準備に具へた橋臺に接する部分のみは特に洪水位迄積石垣とした。尚排水の爲めには暗渠及土管を適宜に布設し、左岸の河に添ふ盛土の高い所には鐵筋混擬土で袖柱を建て、危險防止の設備とした。

